

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成17年6月 第2回訂正分)

株式会社アドバンスト・メディア

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売出価格等の決定に伴い証券取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成17年6月16日に関東財務局長に提出し、平成17年6月17日にその届出の効力は生じております。

- 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由
平成17年5月23日付をもって提出した有価証券届出書及び平成17年6月1日付並びに平成17年6月7日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集15,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し(オーバーアロットメントによる売出し)2,250株の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成17年6月15日に決定したため、これに関連する事項及び記載内容の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。
- 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には___罫を付し、ゴシック体で表記してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

2【募集の方法】

平成17年6月15日に決定された引受価額(147,200円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の証券会社(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格160,000円)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」(以下「上場前公募等規則」という。)第3条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

(欄外注記の訂正)

(注) 5. 本募集にあたっては、需要状況を**勘案した結果**、オーバーアロットメントによる売出しを**行います**。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「1 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「2 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご覧ください。

(注) 5. の全文削除

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

(欄内の数値の訂正)

「発行価格(円)」の欄：「未定(注)1.」を「160,000」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)1.」を「147,200」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)3.」を「1株につき160,000」に訂正。

(欄外注記の訂正)

(注) 1. 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりであります。

発行価格の決定に当たりましては、仮条件(140,000円～160,000円)に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。

当該ブックビルディングの状況につきましては、

① 申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

② 申告された需要件数が多かったこと。

③ 申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。

以上が特徴でありました。

上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規公開株に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、160,000円と決定いたしました。

なお、引受価額は147,200円と決定いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格(160,000円)と平成17年6月7日に公告した商法上の発行価額(119,000円)及び平成17年6月15日に決定した引受価額(147,200円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき147,200円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

6. 販売に当たりましては、取引所の株券上場審査基準で定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

需要の申告を行った投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、発行価格若しくはそれ以上の金額で需要の申告を行った者の中から、原則として需要の申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験、知識、投資方針等を勘案した上で決定する方針であります。

需要の申告を行わなかった投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、原則として証券投資についての経験、知識、投資方針、引受人との取引状況等を勘案して決定する方針であります。

7. 新株式に対する配当起算日は、平成17年4月1日といたします。

(注) 7. の全文削除

4【株式の引受け】

「引受けの条件」の欄：

2. 引受人は新株式払込金として、平成17年6月26日までに払込取扱場所へ引受価額と同額（1株につき147,200円）を払込むことといたします。
3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額（1株につき12,800円）の総額は引受人の手取金となります。

（欄外注記の訂正）

（注）1. 上記引受人と平成17年6月15日に元引受契約を締結いたしました。

5【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

（欄内の数値の訂正）

「払込金額の総額（円）」の欄：「2,070,000,000」を「2,208,000,000」に訂正。

「発行諸費用の概算額（円）」の欄：「26,000,000」を「27,000,000」に訂正。

「差引手取概算額（円）」の欄：「2,044,000,000」を「2,181,000,000」に訂正。

（欄外注記の訂正）

（注）1. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。

2. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

（注）1. の全文削除

（2）【手取金の使途】

上記の手取概算額2,181,000千円については、主に音声認識技術の改良、音声認識と連携し利用者の使い易さを向上させる対話技術、自然言語処理技術等の新規技術の開発資金に1,591,000千円を充当する計画であります。

上記以外では、設備投資資金290,000千円、投融資資金（サービス事業に関連する事業出資等）300,000千円に充当する方針ですが具体的な投融資先や資金需要が発生するまでは、安定性の高い金融商品で運用する予定であります。

（注）1. 「1 新規発行株式」の（注）2. に記載の第三者割当増資の手取概算額上限331,200千円についても、全額を主に音声認識技術の改良、音声認識と連携し利用者の使い易さを向上させる対話技術、自然言語処理技術等の新規技術の開発資金に充当する予定であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

〈欄内の数値の訂正〉

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「337,500,000」を「360,000,000」に訂正。

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「337,500,000」を「360,000,000」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集に伴い、その需要状況を勘案した結果、野村証券株式会社が行う売出しであります。

(注) 5. の全文削除

2【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(2)【ブックビルディング方式】

〈欄内の数値の訂正〉

「売出価格（円）」の欄：「未定(注)1.」を「160,000」に訂正。

「申込証拠金（円）」の欄：「未定(注)1.」を「1株につき160,000」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

(注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

2. 売出しに必要な条件については、平成17年6月15日において決定いたしました。

第四部【株式公開情報】

第3【株主の状況】

〈欄外注記の訂正〉

(注) 10. 特別利害関係者等（当社資本的関係会社の役員）